

第46回千葉県大規模小売店舗立地審議会議事録

1 日 時：平成17年11月22日（火） 午後2時から午後3時まで

2 場 所：プラザ菜の花 3階 なのはなI・II

3 出席者：千葉県大規模小売店舗立地審議会委員（6名）

伊藤（公）委員、磯村委員、古宮委員、轟木委員、
長谷川委員、榛澤委員

事務局

商工労働部 鏑木次長

経営支援課 中島課長、貫井主幹、田中副主幹、
高城副主幹、吉井主査、佐藤副主査

県警本部交通規制課 増田課長補佐

4 開 会：

① 審議案件概略説明

<事務局> 本日は、第46回審議会の開催をお願いいたしました。委員の皆様には、お忙しい中御出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

本日お願いいたします審議案件ですが、新設の届出に係る審議案件といたしまして、（仮称）九十九里シーサイドモールプラザ館ほか3件でございます。このほか、既存店に係る変更の届出につきまして手続を進めさせていただき、報告案件とさせていただいたものがスーパーセンタートライアル酒々井店ほか2件でございます。

以上、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

② 成立要件の確認（県行政組織条例第32条第2項の規定により、委員の半数以上の出席があることから成立を確認した。）

③ 配付資料の確認

④ 議長の選出（県行政組織条例第32条第1項の規定により伊藤会長を議長に選出した。）

⑤ 傍聴者の入室

⑥ 議事録署名人選出（議長が榛澤委員と古宮委員の2名を指名した。）

5 議 事：

○ 議題(1) 新設の届出に対する県意見に係る審議は、次のとおりであった。

① 審議案件1「(仮称)九十九里シーサイドモールプラザ館」について

<伊藤会長> 本日の審議案件は、先ほどの鏑木次長の方からの紹介どおり4件ありますが、議題をごらんいただきますと、審議案件の1、2が同一の立地だということですね。隣接しているということと、審議案件の3、4も隣接しているということで、立地につきましては、1つの案件を説明していただければわかるということで、効率的に御説明をしていただくようお願いいたします。そういうわけで、きょう委員の方はお忙しいので、退席をされる方もあると思いますので、できる限り早めに、問題がなければ効率的に審議を進めていきたいと思っておりますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。それでは、早速審議案件の1に入ります。(仮称)九十九里シーサイドモールプラザ館で、新設でございます。きょうは4つとも全部新設の案件でございます。それでは、早速お願いいたします。

<事務局説明> (OHP：周辺見取り図) 審議案件1の(仮称)九十九里シーサイドモールプラザ館でございます。所在地は九十九里町でございます、建物設置者、小売業者は、ともに、株式会社ミヤマ、株式会社関東ワッツ、株式会社サンドラッグでございます。

届出概要でございますけれども、新設日は17年12月1日を予定しております。店舗面積は2,361㎡でございます。開店時刻、閉店時刻ですが、午前9時、閉店が午後10時となっております。駐車場の利用可能時間帯は午前8時45分から午後10時15分となっておりますが、この午後10時15分の15分間が夜間に入ることになります。荷さばき可能時間帯ですが、午前6時から午後10時までとなっております。

ここの都市計画区域でございますけれども、区域内であります、無指定というところでございます。

(OHP：写真 01) 周辺の環境でございます。ここは九十九里の海岸から少し内陸に入ったところに位置しておりまして、今見えておりますが、東側に民家がございます、その反対側には、農地と民家があります。今見えている用地ですが、1本道路が奥の方に入っておりますけれども、この道路が少し拡幅されて、左右に店舗が設置されるということになります。

それから、九十九里町の意見がございました。

続いて、2ページ目でございます。(OHP：プラザ館配置図) 駐車場の収容台数については指針を上回っておりまして、充足していると認められます。それから、駐車場の出入口につきましては3カ所です。入り口が2カ所、県道に沿って1カ所、先ほど申し上げた拡幅された道路、これは町道になるのだそうですが、入り口が1カ所、もう1カ所は出入口、合計3カ所になります。交通への支障を回避するということでは、繁忙期につきまして交通整理員を置いて安全を確保する、車両の誘導を行うということでございます。駐輪場についても指針参考値を上回っております。

荷さばき施設でございますが、面積的には125㎡、同時作業可能台数として2台、ピーク時間に入ってくる搬入車両が5台ということです。これは午前7時から8時だそうですが、5台来るということで、その荷さばき作業の処理時間15分を考えますと処理可能ということで、施設・運営計画について必要な配慮がされていると考えております。

(OHP：広域見取図) 3ページでございますけれども、経路の設定でございます。これにつきましては、県道123号線で、一宮片貝線という名称の道路がございます。その道路から来店してくるということになります。来店経路についてはチラシで広告をするということになっております。なお、今画面に出ておりますが、この県道の左右に、ちょっと距離があるんですけれども、交差点が2カ所ございます。片貝西交差点と下貝塚交差点というのがございますが、休日ですけれども、この交通飽和度が片貝西交差点では0.678、下貝塚交差点が0.308ということで、特段混むという状態ではないということで、これにつきまして赤羽先生からも、審議案件1につきましては、特段の意見はございませんということの回答を得ております。それから、この県道の拡幅も行います。(OHP：プラザ館配置図) 今

画面の下の方に県道がありますけれども、右の方から来る来店車両につきましては右折レーンを設けるということで、一部、道路を拡幅して車両の誘導を行っていくということになっております。歩行者の通行につきましては、専用通路を設けるということと、夜間の照明で安全を確保するということです。廃棄物につきましても、ここに記載してありますが、包装等の段ボールを削減する。これはコンテナを使用することによって削減をするということでございます。

続いて、騒音について説明いたします。

<事務局説明> それでは、騒音の発生に係る事項について御説明いたします。

プラザ館とランド館は隣接しておりますので、併せて騒音の予測を行っております。お手元の資料4ページ以降にまとめてございます。そちらもあわせてごらんください。

(OHP：周辺見取図) プラザ館の北東側に民家が1軒、北側が田んぼで、東側に1軒民家があります。ランド館の方は、北側に、木立を挟んで民家、南側に民家、県道を挟んで向かいに民家があり、県道側の残りの保全側は水田という状況です。

(OHP：写真01) 先ほども見ていただきました写真ですが、民家の立地状況です。ランド館と民家の間に水路があります。プラザ館の写真に写っている木立は取り払われることになっております。

(OHP：写真02) 県道を挟んだ状況ですが、プラザ館の向かいは水田、ランド館の方は県道を挟んで民家があります。このような民家の立地と騒音の発生源の位置を考慮して、騒音の予測を行っております。

(OHP：騒音発生源位置図) 予測地点については、このとおりです。

総合的な予測評価につきましては、資料5ページにまとめてございます。営業は22時までですが、駐車場が22時15分ですので、夜間にかかるものがございます。ランド館はスーパーですので、夜間に稼働する冷凍機などがあり、遮音壁が設置されることとなっています。総合的な予測としては、5ページにありますように、昼、夜いずれも指針値を満足しております。

夜間の騒音ごとの予測について、資料の6ページにまとめてあります。プラザ館については、入り口1を22時以降閉鎖し、先ほど見ていただいた

北東角の住居に近い駐車場の一部について駐車規制を行います。それでも敷地境界 a 地点で基準値を超過するのですが、道路を挟んだ保全対象側 A 地点では基準値以下となります。

ランド館についても同様に、出入口 1 を 22 時以降閉鎖し、住居に近い駐車場の一部について駐車規制を行います。敷地境界の h、i 地点で基準値を超過していますが、保全対象敷地境界側では基準値以下となりますので、必要な対応がとられているものと考えております。以上です。

<事務局説明> 続いて、7 ページでございます。(OHP: プラザ館配置図) 廃棄物の保管についてですが、保管施設の容量は 43m^3 ということで、指針値の 10.2m^3 を上回っているということになります。そのほかの運搬・処理につきましては、ここに記載したとおりでございます。

次の 8 ページ、街並みづくりに関連して、敷地内の緑化でございますが、5.3% で、都市計画法上の 3% をクリアしているということになります。

続いて、市町村・住民の意見ということで、九十九里町からの意見がございました。アの 2 行目、「来店者の道路横断の際の交通整理員について適正な人員配置が必要ではないか」ということですが、交通整理員の配置を予定しているということで、現在も図面上に交通整理員の位置関係が出ております。今指しているところでございます。今後においても安全対策をしてまいりますということでございます。イでございますけれども、「下校時間に係る警備員配置の強化が必要ではないか」。これについても、交通整理員を置きまして適宜安全対策を講じていくということでございます。ウの「リサイクル分別コーナーの設置」ということで、これはリサイクルボックスを設置するということでございます。エの閉店時刻が午後 10 時、近くに中学、高校があるということで、生徒のたまり場になるおそれがある、防犯対策も考慮する必要があるということでございますけれども、これについては、店舗が閉店後にはロープを張って車両等の出入りをなくすということと、自動販売機につきましては店舗の外には設置しないということで、計画地周辺の防犯対策に配慮しますということでございました。

9 ページ目の総合判断ですが、駐車需要、駐輪場の需要につきましては充足しているということで、以下、荷さばき施設につきましても必要な配

慮がされている。騒音につきましては、先ほど御説明しましたように、夜間に発生する騒音ごとの予測で、一部の地点の車両走行音が基準値を超過する、しかしながら、保全対象側では基準値以下となるということで、必要な対応がとられていると認められます。廃棄物、街並みづくりにつきましても必要な配慮がされているということで、九十九里町の意見につきましても必要な対応がとられると認められるということ、住民からの意見がなかったということで、この店舗の立地に関しまして、指針に照らして適正に配慮されているということをお断りいたしまして、県の意見は「なし」とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。今の説明につきまして委員の方々から何か御質問がございましたら出していただきます。交通問題については、事前に赤羽委員の方から特に問題ないということがございます。

よろしいでしょうか。もし御意見がなければ、県の意見(案)ですが、「意見なし」ということを認めたいと思います。ありがとうございます。

② 審議案件2 「(仮称)九十九里シーサイドモールランド館」について

<伊藤会長> この第1案件は、これで県の意見どおりということで結審をいたしまして、続きまして審議案件の2、これも先ほど申し上げましたように隣接でございます。(仮称)九十九里シーサイドモールランド館、新設の届出です。では、お願いいたします。

<事務局説明> 審議案件2、(仮称)九十九里シーサイドモールランド館でございます。(OHP:周辺見取図)これは建物設置者は株式会社ランドロームジャパンで、小売業者も同じでございます。先ほどは一画に3店舗が入るということで、衣料品ですとか雑貨消耗品ですとか医薬品の店舗という構成でしたけれども、こちらの方の区画にはスーパーということでございます。

右の届出概要でございます。新設日は17年12月1日、やはり同じでございます。同時オープンを目指すということになるかと思っております。店舗面積が2,109㎡、開店時刻、閉店時刻は午前8時から午後10時というこ

とでございます。駐車場利用可能時間帯は先ほどと同じ午後 10 時 15 分までということで、15 分ほど夜間にかかるということになります。荷さばき可能時間帯は午前 6 時から午後 10 時ということになっております。

九十九里町の意見というのがございます。これにつきましては、先ほどのプラザ館と同じ内容でございますので、ここでは省かせていただきます。

(OHP：ランド館配置図) 2 ページの駐車場の収容台数でございますが、120 台の届出がされており、指針を上回っているということになります。出入口の数ですけれども、2 カ所でございます。県道からの出入口として 1 カ所、町道の方に 1 カ所設けられるということになっております。ここについても、繁忙期でございますけれども、交通整理員を適宜配置していくということになっております。駐輪場の確保でございますが、指針参考値を上回っております。

続いて、荷さばき施設でございますが、面積的には 145 m²で、画面の方の右側、斜線の部分が荷さばき施設でございます。同時作業可能台数として 2 台、ピーク時の搬入車両台数が 8 台ということございまして、処理時間を考えますと、適正な運用が行われると考えられます。

経路の設定ですが、先ほどのプラザ館と同じ経路を想定するというところでございますけれども、入り口が若干変わってくるということでございます。これについても、チラシで来店経路を案内するというところでございます。歩行者の通行の利便性につきましては、店舗に沿った形で歩行者専用通路を設けるということになっております。それから、プラザ館と行き来ができるということになりますので、その辺のレイアウト上の整合性をとった形で専用通路を設けるということでございます。

廃棄物の減量化・リサイクルについての配慮につきましては、この店舗は食品リサイクル法の罰則適用企業ということになっております。配慮事項については、ここに記載してあるとおりでございますけれども、主として惣菜ですが、店舗ごとに加工食品をつくる。それで商品ロスを少なくするということがここに書かれているわけですが、いずれにしても、生ごみの減量化をこういう形で図っていくということでございます。

騒音につきましては、先ほどトータル的な説明をしましたので、ここで

は省略をさせていただきます。

廃棄物につきましては、容量的には 32m³で、指針では 11.5m³ということでございますので、充足しているということでございます。

8 ページでございますが、街並みづくりということで、やはり 5.3%の緑化をするということで、これは店舗の周りに緑地を設けるということでございます。

市町村・住民の意見の九十九里町からの意見につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

この店舗の総合判断で、9 ページでございます。駐車需要、駐輪場、荷さばき施設につきましては、充足あるいは必要な配慮がされている。騒音については前に説明があったとおりでございます。夜間に発生する騒音ごとの予測で、一部の地点で車両走行音の基準値が超過するものの、保全対象側では基準値以下であり、必要な対応がとられていると認められます。そのほか廃棄物、街並みづくりにつきましては、必要な配慮がされていると考えております。九十九里町の意見については、先ほどの説明のとおり、必要な対応がとられており、住民の意見がなかったということと併せ、また、赤羽委員からも特段の指摘がなかったこと、崎田委員からも特に問題はないと考えますという意見をいただいておりますことから、この店舗の立地に関しまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県の意見は「なし」と考えております。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。ただいまの説明につきまして御質問がございましたらどうぞ。

<磯村委員> 異議ありません。

<伊藤会長> 同じ立地で、ほとんど変わっていない。業種が変わっているだけということで、前の案件で特に問題がありませんでしたので、これも特段問題はないだろうということで、県の意見が「意見なし」となっておりますが、当審議会でも皆さんの御異議がないようですので、県の「意見なし」というのを認めたいと思います。

これで第1案件、第2案件、同様の立地場所のところの新設案件が県の「意見なし」ということで結審をいたしました。

③ 審議案件 3 「ベイシア佐倉店」について

<伊藤会長> 引き続きまして、審議案件 3 でございます。4 も隣接でございますが、最初にベイシア佐倉店、新設案件、お願いいたします。

<事務局説明> 審議案件の 3、ベイシア佐倉店でございます。(OHP：広域見取図) 場所は佐倉市でございまして、建物設置者、小売業者とも株式会社ベイシアです。業種は食料品、衣料品、その他住・生活関連用品の販売ということになっております。

都市計画区域といたしましては、市街化区域内の近隣商業地域となっております。ここは特定土地区画整理事業で、区画整理を行ったところに立地するということとなります。

周辺の環境でございますけれども、J R の佐倉駅からは北西に 800m、京成の佐倉駅から 1.5 km という位置にございます。ここは国道 296 号の道路が通っておりまして、その一画に位置するということとなります。

右の届出概要でございますけれども、新設日が 18 年 1 月 17 日を予定しております。店舗面積は 1 万 100 m² で、開店時刻が午前 9 時、閉店時刻が午後 9 時でございます。駐車場利用可能時間帯につきましては午前 8 時半から午後 9 時半、荷さばき可能時間帯は午前 6 時から午後 9 時ということになっております。

市町村・住民等の意見で、佐倉市からの意見がございました。

(OHP：設備計画図) それでは、2 ページ以降の配置・運営に関する事項ということで、まず駐車場の収容台数ですが、これについては指針を上回っております。駐車場の位置と構造ということでは、平面駐車場と屋上駐車場が設けられることになっております。平面の方が 406 台、屋上に 237 台を確保するということでございます。出入口の数は 2 カ所でございます。今ちょうど示しておりますけれども、1 カ所は都市計画道路のカーブのところ、そこに 1 カ所、それから市道に 1 カ所、ベイシア電器との間に 1 カ所設けられるということでございます。交通への支障を回避するというこ

とでは誘導員を配置するという事です。人数的には、土・日、祭日でございますけれども、混雑が予想されるときには4名、状況に応じて増員を考えているということでございます。駐輪場につきましては、届出台数276台で、指針の参考値を上回っています。

荷さばき施設ですが、面積的には349㎡です。今示しておりますけれども、店舗の西側、ベイシア電器との間になりますけれども、そこに荷さばき施設を設けます。同時作業可能台数は3台。平均荷さばき処理時間が17分ということでございますので、ピーク時に8台来るということを考えますと、適正な配慮、うまくこの時間で運用計画を立てれば十分足りるということになります。

(OHP：計画交通量図) 経路の設定でございますけれども、今、画面上には都市計画道路ということになってはいますが、将来的には国道296号のバイパスということになります。店舗上の方の黄色い線が国道296号でございます、その下のほうで現在土地区画整理が行われており、都市計画道路がつくられております。これがバイパスの役割を果たすということで、バイパスに沿った形のところに今回の電器とベイシアが立地することになります、この国道296号を来店経路として設定するという事になっております。ベイシアに一番近い交差点に寺崎北交差点というのがありますが、ここの交通飽和度が0.692ということになっております。これにつきましては、ベイシアとベイシア電器の方の両方合わせた来店客を考慮した将来的な交通飽和度でございます、0.692という数字が出ております。来店経路につきましては、新聞折り込みで案内をするということになります。

歩行者の通行の利便性につきましては、カラー表示で通路を明確にするということ。それからハートビル法の認定を受けて、高齢者、ハンディキャップを持つ人たちに優しい店舗にする。これについては、段差をなくすとか、そういうことだと思っておりますが、高齢者等に優しい店舗にしていくということでございます。

廃棄物の減量化・リサイクルについてでございます。ベイシアは食品を主体に販売する店舗でございますので、食品リサイクル法の罰則適用企業

ということになっております。リサイクルとか減量化につきましては、法にのっとった形で行っていきますということで、下段のところに「平成 18 年度に 20%以上の再生利用の基本方針に基づき」ということが書かれておりますけれども、このことが法律にのっとったような形での処理あるいは減量化をしていくということになります。

続いて、騒音の方を説明します。

<事務局説明> 騒音の説明をさせていただきます。

ベイシアとベイシア電器、併せてご説明いたします。お手数ですが、資料もあわせてごらんください。

(OHP：周辺図) 周辺の状況ですけれども、先ほどご説明しましたように特定土地区画整理事業内で、周辺に民家はありません。ベイシア電器の西側は市街化調整区域ですが、周囲は第一種低層住居、第二種住居ですので、将来的には住居系の地域と考え、発生源の位置を考慮して騒音の予測地点を選んでいきます。

(OHP：写真 01) これが現在の状況です。画面上段はベイシア電器、下段がベイシアです。周囲に何もなく、工事中だという状況が見えていただけるかと思います。(OHP：写真 03) こちらは店舗北側の 9 号交差点というところです。この道路はまだ工事中で、道路を挟んで画面の左側が第一種低層住居専用地域、右側が第二種住居地域になります。まだ何もない工事中という状態です。

(OHP：設備計画図) 夜間にかかる営業、荷さばきはありませんが、食品スーパーが入りますので、夜間に稼働する設備があります。そういう設備については、屋上に設置するなどの配慮をするほかに、周辺に遮音壁を設けることとしております。

騒音の予測結果につきましては、ベイシア、ベイシア電器ともそれぞれ資料の 6 ページにまとめてあります。いずれも指針値を満足しており、適切な対応がとられているものと認められます。

以上です。

<事務局説明> (OHP：設備計画図) 7 ページの廃棄物の関連でございますけれども、施設の容量については 69m³で、指針の容量を確保しているということ

になります。ベイシアにつきましては、食品加工場を設けるということで、悪臭対策について特に書かれておりますが、作業場についてはドライ化、基本的に乾燥化をして悪臭を防止する。それから、加工残渣につきましてはポリ容器で保管するというところでございます。それから、排水関係ですけれども、油と水分を区分するというので、グリストラップという装置で油を回収するということになっております。

街並みづくりですが、特に緑化については、敷地面積の7.9%を行うということになっております。景観、照明等につきましては、ここに記載したとおりでして、適切な配慮がされていると認められます。

8 ページ目の市町村・住民の意見ということで、市町村の意見で佐倉市からの意見でございます。かいつまんで申し上げますと、途中からですが、事業系一般廃棄物減量計画書を毎年提出願いますということと、市自体がごみの減量化、再資源化に取り組んでいるので、ごみの減量化、再資源化に取り組むことをお願いしますという内容のものでございます。これにつきましては、条例にのっとった形で毎年提出いたします。それから、ごみの分別化についても積極的に取り組んでいきますということで、この内容については佐倉市も了解済みということで、市の意見に対しましては必要な対応がとられていると認められます。

9 ページの総合判断でございますが、駐車場の需要、駐輪場、荷さばき施設、騒音の問題ですけれども、これについても適切あるいは必要な配慮がされている。それから、廃棄物、街並みづくりについても適切な配慮がされている、あるいは必要な配慮がされていると認められます。佐倉市の意見につきましても必要な対応がとられると認められて、住民からの意見がなかったということを考え合わせまして、この店舗の立地につきまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県の意見は「なし」と考えております。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。ベイシア佐倉店、相当大きい1万㎡の店舗ですが、区画整理事業内のところにできるということで、現在、周りには保全対象になるような建物はないという状況でございます。御質問がございましたら出していただきます。

もし御意見がないようでしたら、県の意見の原案であります「意見なし」ということを認めてよろしゅうございますね。それでは、この案件も県の「意見なし」ということで承認をしたいと思えます。

④ 審議案件 4 「ベイシア電器佐倉店」について

<伊藤会長> 引き続きまして、審議案件の 4、第 3 案件に隣接するベイシア電器佐倉店、今度は電器の方であります。それでは、早速説明をお願いいたします。

<事務局説明> (OHP：設備計画図) 審議案件 4 のベイシア電器佐倉店でございます。場所、土地の内容については先ほど申し上げたとおりでございます。ただ、都市計画区域といたしましては、先ほども説明しましたように、電器の方は、第二種住居地域になっております。

届出の概要でございます。やはり新設日が 18 年 1 月 17 日ということで、ベイシア佐倉店と同時オープンを予定しております。店舗面積は 3,100 m²、開店時刻は午前 9 時、閉店時刻が午後 9 時、駐車場の利用可能時間帯は午前 8 時半から午後 9 時半まで、荷さばき可能時間帯は午前 6 時から午後 9 時までということでございます。

市町村・住民の意見では、佐倉市の意見がありましたけれども、これにつきましてもベイシア佐倉店と内容は同じでございますので、この件につきましてもの説明は省略させていただきます。

2 ページの駐車需要の充足等ということで、収容台数については 145 台の届が出ておまして、指針値を充足していると考えております。出入口は 2 カ所ございまして、やはり都市計画道路のバイパスとさっき申し上げましたけれども、そこからが 1 カ所、ベイシア佐倉店と向かい合ったところに 1 カ所設置されるということでございます。この店舗については、土・日、祭日で混雑が予想されるというときには 2 名の交通整理員を配置して、その状況に応じては適時増員をするということにしております。駐輪場の確保ということで、届出台数は 82 台、これは指針の参考値 82 台

ようどでございますけれども、充足していると判断しております。

荷さばき施設ですが、面積は 222 m²、今指し示しておりますけれども、店舗の西側に配置されるということです。ピーク時の時間帯で2台搬入車両が来るということで、同時作業可能台数も2台あるということでございますので、面積、処理時間を考えたときの運用計画は可能ということで、必要な配慮がされていると認められます。

案内経路につきましては、案内看板を設置するとかということで、先ほどの経路と同じですが、入り口が若干異なるということで、入ってくる方向は変わらないということでございます。

歩行者の通行の利便性といたしまして、ここもカラー表示をするということで、高齢者やハンディキャップを持つ人たちのために優しい店舗にしていくということでございます。

続いて、4ページの廃棄物の減量化・リサイクルについてでございますが、ここは電器店ということで、法律的には家電リサイクル法、パソコンリサイクル法が適用されるということでございますので、その法律に沿った形で対応をしていくということになります。細かな内容につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。

防災対策につきましては、行政から要請があれば対応しますということでございます。

5ページ目以降の騒音に関する内容でございますが、先ほど説明をしたとおり、ベイシア佐倉店と一体的に騒音の測定をしております。先ほど問題は特にないということございましたので、省略をさせていただきます。

7ページの廃棄物でございますが、容量は72m³ということです。廃家電、リサイクル品を含めた保管施設をつくるということで、その容量は72m³ということございまして、その他の指針上の廃棄物の量、21.14m³もクリアしているということで、充足していると認められます。

街並みづくりにつきましては、緑地を6.1%設けるということで、敷地の外周につくられるということでございます。あとの景観とか屋外の照明等につきましては、ここに記載してあるとおりでございます。

8ページの市町村のうちの佐倉市の意見でございますが、これについま

しては先ほどの説明のとおりでございます。

9 ページの総合判断ですが、駐車需要、駐輪場につきましては充足しているということと、荷さばき施設についても必要な配慮がされている。騒音につきましては、すべて基準以下であって、適切な対応がとられていると認められるということ、それから廃棄物、街並みづくり等につきまして、必要な配慮、適切な配慮がされていると認められます。佐倉市の意見につきましては、必要な対応がとられると認められて、住民の意見がなかったということを考えますと、当該店舗の立地につきまして、指針に照らして適正に配慮されていると判断いたしまして、県意見は「なし」と考えております。申し遅れましたけれども、赤羽委員と崎田委員からの意見というのは特にございませんでした。よろしく願いいたします。

<伊藤会長> ありがとうございます。隣接したところですね。お聞きのように交通問題、騒音問題も特段問題なしということで専門家の方からは判断されておりますが、御質問がございましたら。

よろしゅうございましょうか。何か御質問がございましたら出させていただきます。御異議がないと判断いたしまして、この第4の案件も県の意見(案)、「意見なし」ということで了承をしたいと思えます。

きょうは4つの案件いずれも新設でしたが、隣接しておりましたので、効率的に審議を行うことができました。

○ 議題(3) 変更の届出に対する県意見の報告については、次のとおりであった。

<伊藤会長> あと報告事項の方に移りたいと思えます。お手元に資料があると思えますけれども、お願いいたします。

<事務局> 今回、報告案件は3件でございます。1件は24時間の営業に変更するというものでございます。もう1件は店舗面積の増床でございまして、1,444㎡から1,737㎡にするということと、閉店時刻の変更がございました。3点目は駐車場の位置の変更ということで、駐車場の台数には変更はございませんけれども、駐車場の入り口をふやしたものです。結果的にふえたということで、5カ所から7カ所になったということでございます。

市町村・住民の意見がなかったということで、県意見につきましては、ここに記載した日付けをもって「意見なし」の通知をしたところでございます。よろしくお願いいたします。

<伊藤会長> 報告案件3つでございますが、何か御質問がございましたら出させていただきます。もしなければ、御了解いただいたということで処理したいと思います。

以上で本日の審議会の審議及び報告についてはすべて終了いたしました。ほかに何か事務局から議題はありませんか。その他ではないですか。

<事務局> 次回の日程になります。

<伊藤会長> それでは、傍聴の方にご退席していただきまして、あとは事務的な連絡でございますので、委員の方はしばらくお残りいただいて、その他の方をお願いいたします。

(傍聴者退室)

○ 議題(4) その他については、次のとおりであった。

次回開催の日程確認(第47回千葉県大規模小売店舗立地審議会1月24日(火)午後2時から)を行った。

6 閉会:午後3時3分